

みどり市幼保連携型認定こども園運営に係る仕様書

1 業務内容

笠懸幼稚園と笠懸第1保育園の統合による、幼保連携型認定こども園を運営する。
 なお、運営に際しては次に掲げる条件を全て満たすこと。

①定員

本施設で受け入れる児童の定員は、180人とする。（最終的な定員構成は市との協議による。）また、定員に伴い、施設長（園長）・保育教諭・その他職員について、配置基準に基づき適正に配置すること。

年齢別定数

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
教育【1号認定】	—	—	—	20	20	20	60
保育【2・3号認定】	9	18	22	23	24	24	120
計	9	18	22	43	44	44	180

職員体制（最低限必要な保育教諭数 ※国の基準）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	9	18	22	43	44	44	180
職員配置基準	1:3	1:6		1:20	1:30		
職員定数	3.0	3.0	3.6	2.1	1.4	1.4	15.0
学級数	1	1	1	2	2	2	9

②休園日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

③保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの11時間

④特別保育

延長保育・一時預かり保育・障害児保育を実施

⑤移管後、1年間は、園児に影響を与えるような急激な保育環境の変化は行わないこと。

また、保育内容を変更する場合には、保護者（又は保護者会）と協議を行い、同意の上変更すること。

⑥保育料以外の負担金

給食費・教材費などの実費負担及び保護者会費以外の新たな負担を保護者に求めないこと。また、新たな負担を求める場合は、保護者の同意を得ること。

⑦クリスマスやひな祭り等の一般的なものを除き、宗教的な行事は実施しないこと。

ただし、保護者（又は保護者会）の同意を得て実施する場合は除く。

⑧給食

自園調理方式を実施し、食育の推進及び児童の健全な食生活を図るとともに、アレルギー除去食などの対応を実施すること。

⑨施設長（園長）の要件

- ア 施設長（園長）は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、可能な限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。
- イ 施設長（園長）は、保育士資格及び幼稚園教諭免許状を有し、児童福祉施設のうち認可保育所・幼稚園・認定こども園での勤務経験が合算して5年以上あること。

⑩職員の配置及び引き継ぎ

- ア 職員の配置については、配置基準を遵守するとともに、年齢構成に配慮すること。また積極的な外部研修への参加や法人内での研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。
- イ 現在、笠懸幼稚園及び笠懸第1保育園に勤務している職員について、移管法人での勤務を希望する場合には継続して雇用すること。

- ⑪みどり市指定避難所の継続について ※笠懸第1保育園の既存用地を活用する場合
笠懸第1保育園は、みどり市の指定避難所であることから、移管後もみどり市との協定締結により、避難所を継続すること。

2 開始時期

- ①児童福祉法（昭和22年法律第1641号）及び関係法令に則り適正な幼保連携型認定子ども園の運営を行うものとし、令和6年4月1日から開園すること（令和6年4月引渡し予定）。
- ②法人が新園舎を建設する場合は、国の保育所等整備交付金などを活用する関係から、令和7年4月1日からの開園とする。

3 地域との協力

- ①周辺地域住民との融和を常に意識して運営すること。
- ②周辺地域住民に対し、運営等について適宜説明や調査を行うとともに、苦情及び紛争については、運営法人の責任において誠意を持って対応すること。

4 市の指導

その他、本市の指導に従い、適宜配慮を行うこと。

5 緊急時及び災害時

- ①緊急時及び災害時の対応について、事前に保護者に明確にすること。
- ②事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに本市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。

6 個人情報

保護者、園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講ずること。

7 苦情対応

苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置し、保護者に明確にすること。

8 保育用備品

譲渡となる備品等については、保育を実施する以外の目的で使用しないこと。
また、許可なく譲渡・売却は行わないこと。

9 施設整備 ※開園に向け法人が新園舎を建設する場合

①本施設の整備に要する諸費用（外構の工事費、遊具の撤去費、給水装置の新設等に係る分担金他その他一切の費用を含む。）は、全て運営法人の負担とする。

②本施設の整備に当たっては、工事スケジュール、連絡先等について周辺地域住民に説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、工事車両等に留意するなど、周辺地域住民への影響に十分に配慮すること。

③笠懸第1保育園敷地内に園舎を新築する場合、既存園舎については運営法人の費用負担により開園後速やかに解体、撤去すること。

④施設整備補助について

ア 補助金の申請及び交付決定

整備にかかる補助金については、本公募に選定された法人が行う整備事業に対し、本市における予算成立後、予算の範囲内において交付決定。補助金は、国の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の活用を予定。

イ 補助割合

補助対象金額の3/4（国2/4、市1/4）を基本とするが、交付基準では上限額あり。

ウ その他留意事項

対象経費は、国庫補助金等の交付の内示がされた日以降の契約等を対象とする。

10 法人負担

引渡し後、租税公課、光熱水費・受信料等の公共料金、本施設の修繕費等の維持管理費用その他の一切の費用は、全て運営法人が負担すること。

11 施設名称

本施設に新しく名称を付す場合は、既存の群馬県内の幼保連携型認定こども園の名称と同一名称でないこと。なお、市民が市内の既存施設と混同するおそれがあると市が認める場合は、名称を変更すること。